

「早期に対応すべき事項について」に関する意見

平成24年6月12日

全国B型肝炎訴訟原告団 梁井朱美

【意見の趣旨】

私は、来年度予算との関係で、「早期に対応すべき事項」としては、集団予防接種等によるB型肝炎感染被害者を早期に救済するために、下記の事項を緊急に取り上げていただきたいと考え、意見を申し上げます。

記

- 1 基本合意・特措法によるB型肝炎感染被害者に対する救済制度が国民に周知徹底されるように、広報を拡充すること。（広報の具体案については後記のとおりです。）
- 2 すべての国民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けるように、肝炎ウイルス検査の体制を整備するとともに広報を拡充すること。（体制整備及び広報の具体案については後記のとおりです。）

【意見の理由】

- 1 集団予防接種等によるB型肝炎感染被害者は、国の推計によると40万人以上であるとされています。にもかかわらず、基本合意締結から約1年が経過した現在も、基本合意・特措法による救済を求めて提訴している被害者は4000人余りです。国の推計数の約1%に過ぎません。

このように提訴者数が少ない原因は次の2点にあると思います。

- ① 1点目は、広報が不十分であるため、基本合意・特措法に基づく救済制度を知らない被害者が多数いることです。
- ② 2点目は、肝炎ウイルス検査を受けていないために、自らがB型肝炎ウイルスに感染していること自体を知らない被害者が多数いることです。

- 2 このため、被害者を早期に救済するためには、基本合意・特措法による救済制度を国民に周知徹底する必要があります。そのためには基本合意・特措法による救済制度についての広報をもっと拡充すべきだと思います。

また、被害者を含めた感染者が、自らの感染に早期に気付くためには、すべての国民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けるように、肝炎ウイルス検査の体制を整備するとともに広報をもっと拡充すべきだと思います。

- 3 被害者を早期に救済することは、被害者が早期に検査・治療に専念できるようになることです。それは、被害の拡大・重篤化を防止するものですから、再発防止として大変重要なことであり、緊急に取り組むべきことだと思います。

被害者の中には、自分が肝炎であることを知らないままに、治療や検査を受けず、病気を悪化させている人も数多くいます。裁判の原告の中にも、B型肝炎に感染していることを知ったときには、肝がんを発症していたという人が数多くいます。このような被害者も、早期に感染していることが分かり、早期に救済がなされていたならば、病気の進行を防止することができたと思います。病気が悪化してから感染していることが分かるようなことや、肝がんになってから救済されるようなことはなくすべきです。

このため再発防止を検討する検討会としては、「早期に対応すべき事項」として、B型肝炎感染被害者を早期に救済するために、意見の趣旨のとおり的事项を取り上げていただきたいと考える次第です。

【広報及び肝炎ウイルス検査の体制の整備についての具体案】

1 基本合意・特措法及び肝炎ウイルス検査の広報についての具体案

- ① 主要全国紙＋主要地方紙に全面広告を出す。また、定期的に、ラジオ・テレビで広報を図る。
- ② ポスターの普及促進を図る。

＊なお、肝炎ウイルス検査の広報を行うに際しては、過去の集団予防接種等における注射器連続使用の事実とともに、一定世代の全ての国民が肝炎ウイルスに感染している可能性があることを強調すべきです。

2 肝炎ウイルス検査の体制の整備についての具体案

- ① 特定感染症等検査事業について、都道府県・政令市・特別区の全ての保健所におけるウイルス検査の無料化を徹底する。また、同事業の一環として行われている緊急肝炎ウイルス検査事業について、委託医療機関の拡大を図る。
- ② 出張型健診や特定の年齢以上の者を対象とした個別勧奨が拡大されるよう各地方公共団体に対し指導を徹底する。
- ③ 職域におけるウイルス検査の受検機会を拡大するため、各事業主団体関係団体等に対し受検呼びかけに協力するよう通知する他、より具体的な措置を講じる。
- ④ 全ての国民が少なくとも1回はウイルス検査を受けるようにするため、受検について先進的な取り組みをしている地方公共団体の手法や効果を調査・研究した上、その調査研究結果を公開し、他の地方公共団体に対して紹介する。

以上